監督命令

平成２４年（再）第４号
大阪府堺市中区陶器北255番地１
再生債務者　株式会社宮内組
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区中之島３丁目２番４号　朝日新聞ビル11階　玉越法律事務所　弁護士　玉越　久義
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
名古屋市緑区姥子山５丁目202番地の２
再生債務者　株式会社セイホウ
１　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月31日から平成24年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第１号
鳥取県鳥取市浜坂1318番地
再生債務者　鳥取振興開発株式会社
１　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年６月８日から平成24年６月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第３号
富山市豊田町２丁目12番57号
再生債務者　真野ガラス株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成24年５月15日まで及び平成24年５月22日午後１時30分債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月22日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月８日
平成24年４月13日　富山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第２号
群馬県高崎市緑町１丁目23番６号
再生債務者　株式会社アンシャンテ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月11日　前橋地方裁判所高崎支部

再生手続終結

平成２０年（再）第５６号
大阪府茨木市島１丁目21番32号
再生債務者　洲本工事株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年４月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第２号
神戸市兵庫区鍛冶屋町１丁目３番15号
再生債務者　井原塗料株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定後３年を経過した。
平成24年４月13日
神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２１号
栃木県鹿沼市松原４丁目178番地
再生債務者　古川　恭央
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月16日から平成24年５月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第１２１号
札幌市手稲区前田13条10丁目12番１号
再生債務者　菅原　英文
１　決定年月日時　平成24年４月16日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月21日から平成24年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１７号
栃木県宇都宮市岩曽町1463番地５
再生債務者　山田　誠司
１　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月17日から平成24年５月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第２０号
栃木県宇都宮市一の沢１丁目５番５号
再生債務者　植平　　毅
１　決定年月日時　平成24年４月16日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月21日から平成24年５月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第８号
埼玉県桶川市大字川田谷5573番地の４
再生債務者　柴田　　祥
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月18日から平成24年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第５５号
埼玉県川口市領家４丁目８番６―304号　アルファスクエア川口グランデ
再生債務者　前田富貴子
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月18日から平成24年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１８号
静岡市葵区瀬名川３丁目１番18―４号
再生債務者　栗原　　学
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月16日から平成24年５月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部